

最高裁秘書第 5518 号

令和元年 11 月 22 日

山 中 理 司 様

情報公開・個人情報保護審査委員会

委員長 高 橋 滋

答申書の写しについて（送付）

下記の諮問については、令和元年 11 月 15 日に答申（令和元年度（最情）答申第 56 号）をしたので、答申書の写しを送付します。

記

諮問番号 平成 30 年度（最情） 諒問第 98 号

（担当）秘書課文書開示第一係 電話 03（3264）8330（直通）

諮詢日：平成31年3月25日（平成30年度（最情）諮詢第98号）

答申日：令和元年11月15日（令和元年度（最情）答申第56号）

件名：司法修習生が資料をPDF化した場合の弊害が分かる文書の不開示判断（不存在）に関する件

## 答申書

### 第1 委員会の結論

「司法修習生が修習教材としての一般資料のうち、情報公開請求により開示される部分を個人使用目的でPDF化した場合、どのような弊害が発生すると司法研修所が考えているかが分かる文書（最新版）」（以下「本件開示申出文書」という。）の開示の申出に対し、最高裁判所事務総長が、本件開示申出文書は作成し、又は取得していないとして不開示とした判断（以下「原判断」という。）は、妥当である。

### 第2 事案の概要

本件は、苦情申出人からの裁判所の保有する司法行政文書の開示に関する事務の取扱要綱（以下「取扱要綱」という。）記第2に定める開示の申出に対し、最高裁判所事務総長が平成31年2月22日付けで原判断を行ったところ、取扱要綱記第11の1に定める苦情が申し出られ、取扱要綱記第11の4に定める諮詢がされたものである。

### 第3 苦情申出人の主張の要旨

司法修習生は修習教材としての一般資料についてもPDF化することが禁止されていることからすれば、本件開示申出文書は存在するといえる。

### 第4 最高裁判所事務総長の説明の要旨

修習記録、教材・資料等の紙媒体の配布物等の電子データ化は、司法修習生が取り扱う修習関連の情報をあらゆる脅威から守り、必要な情報セキュリティを確保するための対策として、情報の流出・拡散を防止する観点から禁止されているものであり、情報公開請求（裁判所における司法行政文書の開示）の制

度により開示されるか否かとは観点が異なるものであるから、同制度との関係を検討する必要性はなく、検討は行っていない。

## 第5 調査審議の経過

当委員会は、本件諮問について、以下のとおり調査審議を行った。

- |              |                     |
|--------------|---------------------|
| ① 平成31年3月25日 | 諮問の受理               |
| ② 同日         | 最高裁判所事務総長から理由説明書を收受 |
| ③ 令和元年7月19日  | 審議                  |
| ④ 同年9月20日    | 審議                  |
| ⑤ 同年10月18日   | 審議                  |

## 第6 委員会の判断の理由

1 最高裁判所事務総長の上記説明及び当委員会庶務を通じて確認した結果によれば、修習記録、教材・資料等の紙媒体の配布物等には一般に公開されていない非公表情報を多く含んでいるところ、これらを電子データ化する行為は、インターネット等を通じて、あるいはパソコン等の情報端末の紛失等を契機として、故意又は過失により当該非公表情報が流出し、又は拡散する危険性を格段に高めることから、上記配布物等の電子データ化は禁止されているとのことである。このような理由により電子データ化が禁止されていることを踏まえて検討すれば、このような電子データ化の禁止は司法行政文書の開示手続の目的とするところとは観点が異なるため、両者の関係については検討する必要がなく、実際にも検討していないとして、本件開示申出文書は作成し、又は取得していないという最高裁判所事務総長の上記説明の内容が不合理とはいえない。そのほか、最高裁判所において、本件開示申出文書に該当する文書を保有していることをうかがわせる事情は認められない。

したがって、最高裁判所において本件開示申出文書を保有していないと認められる。

2 以上のとおり、原判断については、最高裁判所において本件開示申出文書を

保有していないと認められるから、妥当であると判断した。

情報公開・個人情報保護審査委員会

委員長 高橋 滋

委員 久保 潔

委員 門口 正人